

TEL 026-235-7203 FAX 026-235-7259 メール junkan@pref.nagano.lg.jp

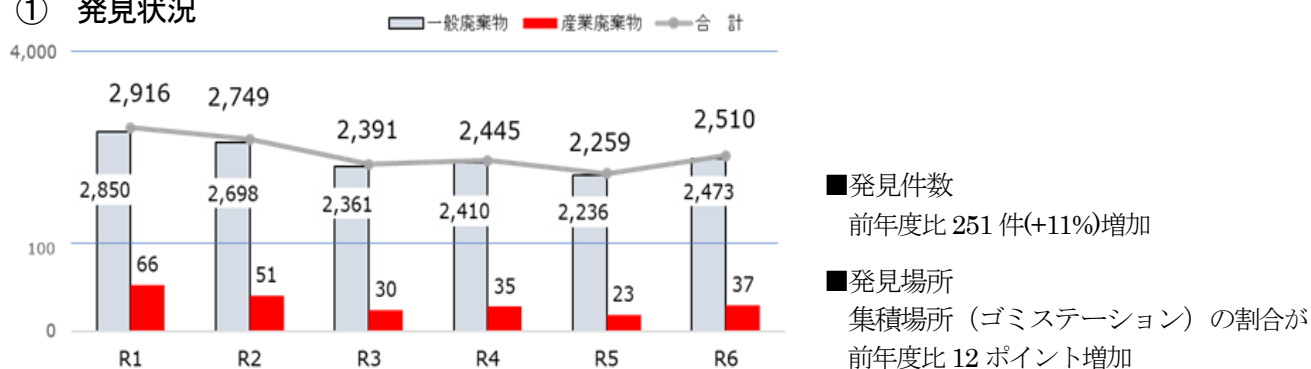
不法投棄ホットライン 0120-530-386 (フリーダイヤル)

不法投棄・野外焼却の根絶に向け、皆様の御協力を御願います。

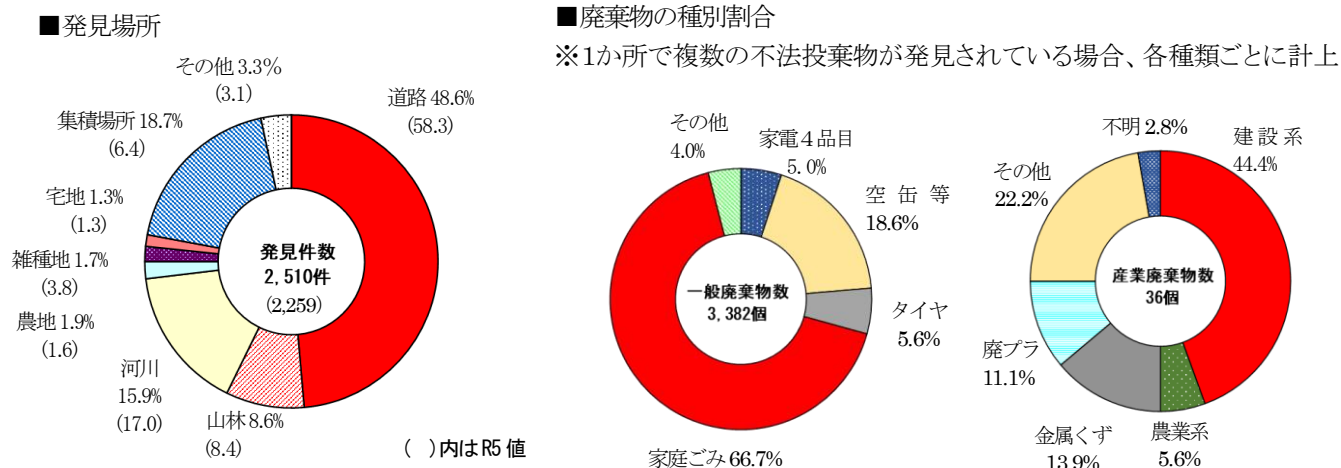
令和6年度中に長野県内において市町村及び県が対応した廃棄物の不法投棄及び野外焼却の状況がまとまりました。また廃棄物処理法違反で検挙された事案の主なもの※について掲載します。
(※長野県警察情報提供)

1 不法投棄について

① 発見状況



② 発見場所と不法投棄された廃棄物の種別割合



③ 地域別及び四半期毎の状況(4地域振興局と中核市別)

4地域と中核市	一般廃棄物					産業廃棄物				
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	合計	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	合計
佐久	205	174	190	169	738	0	0	0	0	0
上伊那	34	37	39	37	147	4	2	1	4	11
松本	72	60	55	61	248	1	1	1	0	3
長野	99	72	60	54	285	2	1	2	0	5
長野市	217	183	189	202	791	11	3	2	1	17
松本市	53	63	84	64	264	0	1	0	0	1
合計	680	589	617	587	2,473	18	8	6	5	37

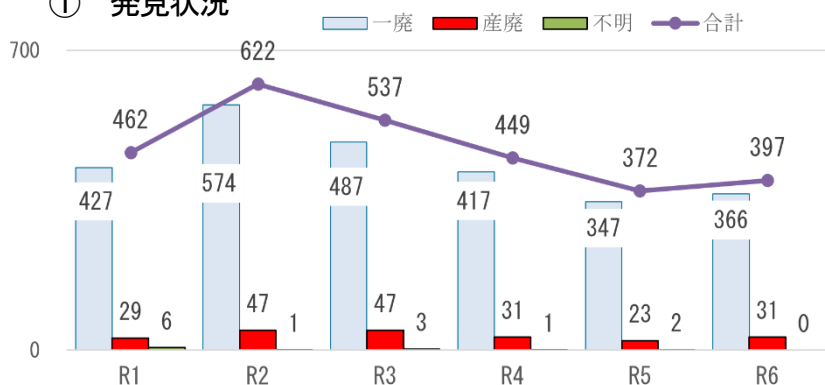
④ 産業廃棄物の大規模不法投棄の状況

年度	H29	H30	R1-R5	R6
件数	1	1	0	1
重量(t)	130	43	0	4,900

※中核市は除く

2 野外焼却について

① 発見状況



■発見件数

前年度比 25 件(+6%)増加

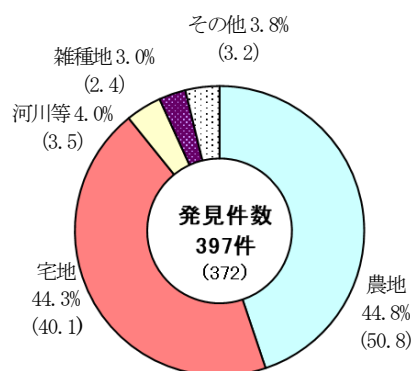
■発見場所

宅地の割合は前年度より 4 ポイント増加

農地の割合は前年度より 6 ポイント減少

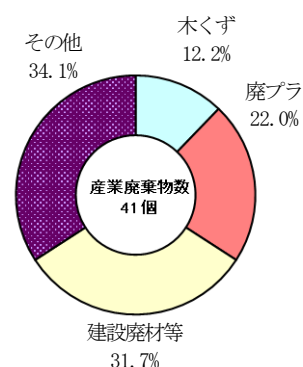
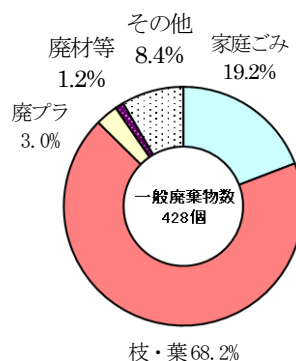
② 発見場所と焼却された廃棄物の種別割合

■発見場所



■廃棄物の種別割合

※1か所で複数の野外焼却物が発見されている場合、各種類ごとに計上



③ 地域別及び四半期毎の状況 (4 地域振興局と中核市別)

4 地域と中核市	一般廃棄物					産業廃棄物				
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	合計	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	合計
佐久	33	41	46	32	152	4	6	4	2	16
上伊那	5	12	6	12	35	1	0	0	1	2
松本	30	19	28	12	89	0	1	0	1	2
長野	15	18	23	6	62	3	0	1	1	5
長野市	0	6	2	1	9	3	2	0	1	6
松本市	3	6	3	7	19	0	0	0	0	0
合計	86	102	108	70	366	11	9	5	6	31

3 検挙された廃棄物処理法の主な事案(※長野県警察提供情報)

不法投棄等の行為者は、撤去を求められるとともに重い刑罰が科せられます。

不法投棄等の罰則

【刑事処分】

個人 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科

法人 3億円以下の罰金

令和6年度中に検挙された廃棄物処理法の違反件数は不法投棄37件、野外焼却62件でした。下記はその主な事案です。

① 不法投棄

■一般廃棄物

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
2月	2名	建設作業員らによる不法投棄事件（机、生ごみ等）	罰金40万円 罰金20万円
7月	2名	派遣社員らによる不法投棄事件（ソファ、机等）	罰金50万円 執行猶予
10月	1名	会社員による不法投棄事件（ゴルフバッグ等）	罰金40万円

■産業廃棄物

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
10月	1名	会社員役員による不法投棄事件（がれき類等）	罰金50万円

② 野外焼却

■一般廃棄物

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
4月	1名	農作業員による不法焼却事件（木材）	罰金30万円
9月	1名	無職者による不法焼却事件（衣類等）	罰金30万円

■産業廃棄物

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
3月	2名	農作業員らによる不法焼却事件（木くず）	罰金20万円 罰金20万円
6月	1名	大工による不法焼却事件（木くず等）	罰金30万円
8月	1名	農作業員による不法焼却事件（木くず等）	罰金30万円
11月	1名	農作業員による不法焼却事件（木くず等）	罰金50万円